

令和7年国東市農業委員会 第7回（7月）総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月10日（木）14:00～14:55
2. 開催場所 国東市役所 2階 201・202会議室
3. 出席委員（農業委員）14名
1番 古田 明敏 委員、2番 藤本 徹 委員、4番 末綱 博子 委員、
5番 小笠原玉代委員、6番 坂本 貢 委員、7番 森重なるみ委員、
8番 神田 勝士 委員、9番 岩竹 忠洋 委員、10番 有次 昭二 委員、
11番 松原 雅之 委員、12番 松原 正 委員、13番 吉田 洋一 委員、
14番 佐藤 司 委員、15番 秋國 崇己 委員
(農地利用最適化推進委員) 0名
4. 欠席委員 1名 3番 豊田聖祐委員
5. 出席職員 事務局長 古庄昭彦、主幹 吉田典弘、主任 橘 卓弥
6. 議事録署名委員の氏名 9番 岩竹忠洋委員、10番 有次昭二委員
7. 議事日程
議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第36号 農用地利用集積計画について
議案第37号 農用地利用配分計画について
議案第38号 農用法の規定による非農地証明書の交付について
議案第39号 農地所有適格法人に係る要件適格届について
議案第40号 農地利用最適化推進委員の辞任について
8. 報告事項
9. 協議
10. その他

発言者	発言内容
事務局長	<p>只今より令和7年第7回国東市農業委員会総会を始めます。はじめに、本日の資料確認をします。</p> <p>(資料確認終了)</p> <p>出席確認:本日は、豊田委員が欠席で出席は14名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立することを報告します。</p> <p>それでは秋國会長にご挨拶をお願いし、引き続き、本総会の議事進行をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。9番岩竹委員と10番有次委員を指名しますので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは本日の議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について、資料に基づき説明します。</p> <p>申請番号28番、土地の所在は○○○、地目は畠で面積が137m²です。譲渡人は○○さんで、譲受人は○○さんになります。申請事由について譲渡人は県外在住により管理できないため、譲受人は当該農地を耕作するためです。贈与による所有権移転となります。</p> <p>次に申請番号29番、土地の所在は○○○です。地目は田になります。面積は449m²です。譲渡人は○○さん。譲受人は○○さんです。</p> <p>申請事由については、譲渡人は市外在住により管理ができないため、譲受人は、当該農地を耕作するためです。売買による所有権移転となります。</p> <p>次に、申請番号30番、土地の所在は○○○、地目は畠で面積は1,197m²です。譲渡人は○○さん、譲受人は○○さんです。申請事由について譲渡人は高齢のため農地の管理が難しい。譲受人は当該農地を耕作するためです。売買による所有権移転となります。</p> <p>次に申請番号31番。土地の所在は○○○です。地目は田で面積は333m²です。他に田が1筆の合計2筆になります。合計の面積は568m²です。譲渡人は○○さん。譲受人は、○○さんとなります。申請事由について譲渡人は高齢により農地の管理ができないためです。譲受人については当該農地を耕作するためです。売買による所有権移転となります。</p> <p>最後に、申請番号32番、土地の所在は○○○になります。地目は畠で面積は527m²です。譲渡人は○○さん、譲受人は○○さんです。申請事由については、譲渡人は農地の管理ができないためで、譲</p>

	受人は当該農地を耕作するためです。売買による所有権移転となります。以上です。
議長	議案第 35 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 28 番、29 番、30 番、31 番、32 番について事務局より説明がありましたが、質疑・意見はございませんか。
○○委員	申請番号 32 番で譲受人は 86 歳で耕作できるのですか。
事務局	現場に確認に行って本人と話をしました。元気がいい方で現在も耕作しています。農地は家の近くなので、許可が出たときには必ず耕作をするということあります。本人から話を聞いた限り、問題ありません。
○○委員	家族はいますか。
事務局	奥さんがいます。
○○委員	購入するとき、年齢基準はないのですか。
事務局	ありません。最低でも譲受人に 3 年間は耕作していただきます。今回の申請は行政書士を通しての申請になるので、行政書士と本人に確認しているので、間違いありません。また年間 150 日以上耕作していただかなければいけないので、それも踏まえた上で確約書の提出を受けております。
議長	事務局が調査して、お諮りしているので、○○委員から反対意見があれば、皆さんにお諮りします。 譲受人は、すでに 1 町歩、土地を持っていて今回、5 畝を譲受けしようとしています。私はいつも農業法人の会議の挨拶のとき、いつも話しています。「みなさん高齢になっていますが、最低 85 歳ぐらいまではトラクターに乗れるように努力していただきたい。」と。個人差があって 90 歳ぐらいでも耕作している人も多い。
○○委員	最近会っていませんが、97 歳まで農業されている方もいます。
議長	今、○○委員は年齢のことについて、言っております。皆さん方はい

	かがですか。農地法 3 条について全体的に他に意見等ありませんか？
○ ○ 委 員	29 番、30 番、31 番について、非農家ではないのですか。今まで農業をやったことがない方たちがどうやってこの農地を管理できるかという確認をしたのですか。特に 30 番の○○の人が○○○の農地を耕作するとのことですが、事務局は補足説明をお願いします。
事 務 局	<p>農業経験が 1 年未満の人については、まず営農計画書を 3 条の許可申請書と一緒に提出していただいております。</p> <p>許可書が出た後に、耕作開始報告書を提出していただきます。それを受け事務局が現場確認に行きます。耕作開始していれば、問題なしとなります。耕作しないようであれば指導の対象になります。30 番については、農地は○○の入り口近くが申請場所となります。</p> <p>申請者のご実家が近くなので、そこから通いながら農作業を行うので、自宅から十分通えると判断して、今回総会にかけさせていただいております。以上です。</p>
議 長	<p>他に質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>議案第 35 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 28 番、29 番、30 番、31 番、32 番について、一括説明したわけですが、承認する方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 35 号農地法第 3 条の規定による許可申請について全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第 36 号農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第 36 号農用地利用集積計画について資料に基づき説明します。それでは資料の 2 ページをご覧ください。利用権の設定は総数 58 筆で 70,310 m²です。内訳としては田のみで 58 筆で 70,310 m²、詳細につきましては資料の 4 ページから 6 ページをご確認ください。</p> <p>続きまして 3 ページをご覧ください。農用利用集積計画の決定について、所有権移転というところをご覧ください。</p> <p>5 月の総会にかけました農地売買支援事業の続きとなります。前回が○○氏から公社に所有権移転をしたのですが、今度は公社の方から○○へ売り渡すことになります。内容については前回 5 月に説明さ</p>

	せていただいたものと同じになります。以上です。
議長	<p>議案第 36 号農用地利用集積計画について、事務局より説明がありましたが、質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは議案第 36 号農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 36 号農用地利用集積計画について、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第 37 号農用地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 37 号農用地利用配分計画について、資料に基づき説明します。資料の 7 ページをご覧ください。配分計画は総数が 62 筆 75,670 m²です。内訳としては田のみで、62 筆で面積が 75,670 m²です。詳細につきましては 8 ページから 10 ページをご確認ください。以上です。</p>
議長	<p>議案第 37 号農用地利用配分計画について、事務局より説明していただきましたが、質疑・意見はありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>議案第 37 号農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 37 号農用地利用配分計画について、全会一致で承認されました。続きまして議案第 38 号、農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 38 号、農地法の規定による非農地証明書の交付について、資料に基づき説明します。申請番号 13 番、11 ページとなります。こちらの所在は○○○です。地目は畑で、面積が 515 m²です。申請人は</p>

	○○さんです。申請については 40 年ぐらい前から資材置き場、駐車場として使用しており、一部コンクリート舗装しているため、耕作できないとのことです。現在地等は資料を確認してください。以上です。
議長	<p>議案第 38 号、農地法の規定による非農地証明書の交付について説明した通りであります。質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>議案第 38 号、農地法の規定による非農地証明書の交付について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 38 号、農地法の規定による非農地証明書の交付について、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第 39 号、農地所有適格法人に係る要件適格届けについて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 39 号、農地所有適格法人に係る要件適格届けについて、資料に基づき説明します。12 ページをお開きください。</p> <p>今回、○○より申請がありました。認定農業者である方が法人を立ち上げ、今後法人として農地を取得する可能性があるため、今回申請ということになっております。詳細については 12 ページをご覧ください。</p> <p>法人の農地取得は適格法人でないとできないので、農地を取得する予定があるのでしたら、この届け出を出していただくように指導しております。以上です。</p>
議長	議案第 39 号、農地所有適格法人に係る要件適格届けについて、事務局より説明がありましたが、質疑・意見はありませんか。
○○委員	私は甘藷をつくったり、ねぎを作ったりしているので。申請人の○○さんを存じており、話したりはするのですが 3 年ぐらい前に国東市に来て奥さんと一緒にやっています。これまで認定農業者だった方です。小ネギファームで来た方です。
議長	他に質疑・意見はありませんか。
	(質疑・意見なし)

	<p>議案第 39 号、農地所有適格法人に係る要件適格届けについて承認される方は、挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
	<p>議案第 39 号、農地所有適格法人に係る要件適格届けについて、全会一致で承認されました。</p>
	<p>議案第 40 号農地利用最適化推進委員の辞任について、事務局より説明してください、</p>
事務局	<p>議案第 40 号農地利用最適化推進委員の辞任について資料に添つて説明します。農業委員会等に関する法律第 23 条の規定により、農地利用最適化推進委員の辞任の届け出がありましたので、同意を求めます。届け出がありましたのは、○○様。生年月日は昭和○年○月○日の 71 歳です。担当地区は○○○であります。理由といたしましては体調不良により辞任したいということです。以上です。</p>
○○委員	<p>この人は行政区からの推薦ですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
議長	<p>他に質疑・意見はありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
	<p>議案第 40 号農地利用最適化推進委員の辞任について、同意される方については挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>議案第 40 号農地利用最適化推進委員の辞任について、全会一致で同意されました。</p>
	<p>議事について以上であります。報告事項等を事務局よりお願ひします。</p>
事務局	<p>(報告事項について事務局より説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8 月の農業委員会総会及び人権研修会の日程変更について ・農業委員会総会議事録について <p>(協議事項について事務局より説明)</p>

・令和7年度農地等利用最適化推進施策の改善について確認し、要望を提出することの確認。

- (その他について事務局より説明)
- ・農地利用状況調査について
 - ・雇用就農資金令和7年度第2回募集のお知らせについて

議長 報告事項等は事務局の説明した通りであります。皆さん方から何か質疑・意見があればお伺いいたしたいと思います。

(質疑・意見なし。)

本日は以上になりますので、副会長に閉会のあいさつをお願いします。

副会長 それでは本日も慎重審議ありがとうございます。担い手が非常に少ない中で本日、個人の方が4ヘクタールの規模拡大をするという、非常に明るいニュースだと思います。これからもこういう方が国東から出てきてくれることを期待します。

それでは第7回国東市農業委員会総会をこれにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員